

滋賀県淡水真珠振興計画(案)について

I 計画の概要

- 「真珠の振興に関する法律」(平成 28 年法律第 74 号)に基づく県計画。

第3条 都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する計画を定めることができる。

- 内容は、真珠産業の振興のための施策、真珠の需要の増進のための施策に関する事項等。
- 県の施策について、総合的かつ計画的に実施するため、国の基本方針に即して定めるもの。

II 12月の常任委員会以降の経過

- 12月の常任委員会において、県民政策コメント実施の結果について、1名の方から出された1件の意見・情報に対する県の考え方と本計画案の報告を行った。
- しかし、2月25日に、意見・情報の提出者からの問い合わせをきっかけに、提出された意見・情報を再確認したところ、2者から出された6件についての見落としが判明。
- これを受け、提出された意見・情報に関する県の考え方について検討し、常任委員会に報告することとした。

III 県民政策コメントの結果

- 令和3年(2021年)10月8日から11月8日までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県淡水真珠振興計画(原案)」についての意見・情報の募集を行った。
 3 名の方から 7 件の意見・情報が寄せられた。

滋賀県淡水真珠振興計画(原案)に対して提出された意見・情報とそれに対する滋賀県の考え方

No.	行	意見・情報	意見・情報等に関する県の考え方
II 琵琶湖産淡水真珠養殖の現状と課題			
1	38	原案 38～43 行目に「…平成 18 年には、真珠母貝を供給してきた滋賀県真珠母貝養殖漁業協同組合の解散により真珠母貝を専門的に供給する体制が消失し、平成 29 年には員数不足から滋賀県真珠養殖漁業協同組合の解散により真珠養殖業者の団体が消失するなど、業界としてまとまった取組が困難となっている…」とあります。真珠養殖業者の団体・組合が存在しないことにより、①個別業者単位では行政支援(技術支援・資金支援)を受ける枠組みが限られており革新的な取組が困難である、②業者間の協力連携が十分にとれておらず琵琶湖淡水真珠の PR・発信力が分散してしまっている、③真珠養殖業の維持・技術継承は実質的に各業者に任ざれており非常に細く脆弱である、という問題があります。組合もしくはそれに準ずる形態での団体を再編し、各業者の支援・連携・発信・継承を強化できる継続的な仕組みを制度として整えていただくことを切に望みます。	ご指摘の点について、まずは真珠養殖業者の皆さんが情報交換・意見交換できる場を定期的に設けて、真珠生産の技術的かつ商業的な課題やニーズを把握し、各養殖業者のニーズに応じた支援や本県の淡水真珠養殖振興施策の構築を図っていこうとしているところであり、これを支援・連携・発信・継承を強化していけるような仕組みの構築につなげていきたいと考えております。

No.	行	意見・情報	意見・情報等に関する県の考え方
Ⅲ 目指す姿(10年後)			
2	48	原案 48 行目からの「Ⅲ 目指す姿(10 年後)」について、「小さくともキラリと輝く地域産業」、「しっかりとした存在感」、「安定して営まれる姿」と言った表現が抽象的であり、次世代にその技術をどのように継承していくのか、10 年後の目標までの具体的な施策や工程がわかりにくいと感じます。	ここでは、10 年後に目指す姿のイメージを提示しており、その実現に向けて5年間に必要な施策をⅣの計画部分に示しているところです。
Ⅳ 琵琶湖産淡水真珠養殖の振興に関する計画			
1 真珠産業の振興のための施策に関する事項			
3	56	原案 56 行目からの「1 真珠産業の振興のための施策に関する事項」として、6 項目が記載されていますが、行政・教育機関・試験研究機関・生産者・県民・事業者等の役割分担を計画として示されることを望みます。	本計画は、県の取り組むべき施策を整理するものとして策定しておりますが、それぞれの主体としっかり連携しながら、今後の施策を進めてまいります。
(3)漁場の調査等状況の把握			
4	70	原案 75～77 行目に「(4)漁場の維持または改善 真珠養殖および真珠母貝養殖の漁場の生産性を低下させる要因である水草の大量繁茂を防止するため、湖底耕耘や水草除去等の取組を推進する。」とありますが、西の湖等の内湖においては、水草よりもアオコが大きな問題となっているところもあります(原案 35～36 行目)。アオコ(藍藻類)が増えると、イケチョウガイの餌となる植物プランクトン(珪藻類等)の増殖が阻害され、イケチョウガイ母貝の成育に大きな支障が生じます。アオコの改善・発生抑制についての調査研究や施策についても、重要課題として位置づけ、取組を推進されることを望みます。	現在、西の湖も含む真珠養殖漁場の植物プランクトンや母貝の成長の調査を継続しており、また、西の湖の水質改善に向けた検討についても進めているところです。ご意見を今後の真珠養殖漁場改善の取組を進めるうえで参考とさせていただきます。
(5)研究開発の推進等			
5	79	原案 79～81 行目に「…より効率的で安定した真珠母貝生産技術の開発と、より高品質な真珠が作れる真珠母貝系統の確立のための研究を推進する。」とあります。平成 12 年度滋賀県水産試験場事業報告-淡水真珠対策研究費-「琵琶湖南湖産イケチョウガイの遺伝的近交度の推定」の中では、イケチョウガイ養殖集団(真珠母貝)や野生集団における、遺伝的近交度の上昇が報告されています。これは、真珠母貝の環境適応力・抵抗力の低下、稚貝の成育不良・生存率の低下等に影響している可能性が十分に考えられますが、これらの要素が現在の真珠養殖業にどれほどの影響を及ぼしているかの評価はなされていないと思います。真珠母貝系統の確立のため、遺伝的近交度に着目した実態把握・調査研究についても計画・予算化されることを望みます。	ご指摘のとおり、在来のイケチョウガイでは成育不良やへい死が起こり、真珠養殖が困難な状況である一方、ご指摘の点は、より高品質な真珠が作れる真珠母貝系統の確立のための研究の推進とも密接に関係すると考えられますので、今後の研究や施策を進めるうえで参考とさせていただきます。

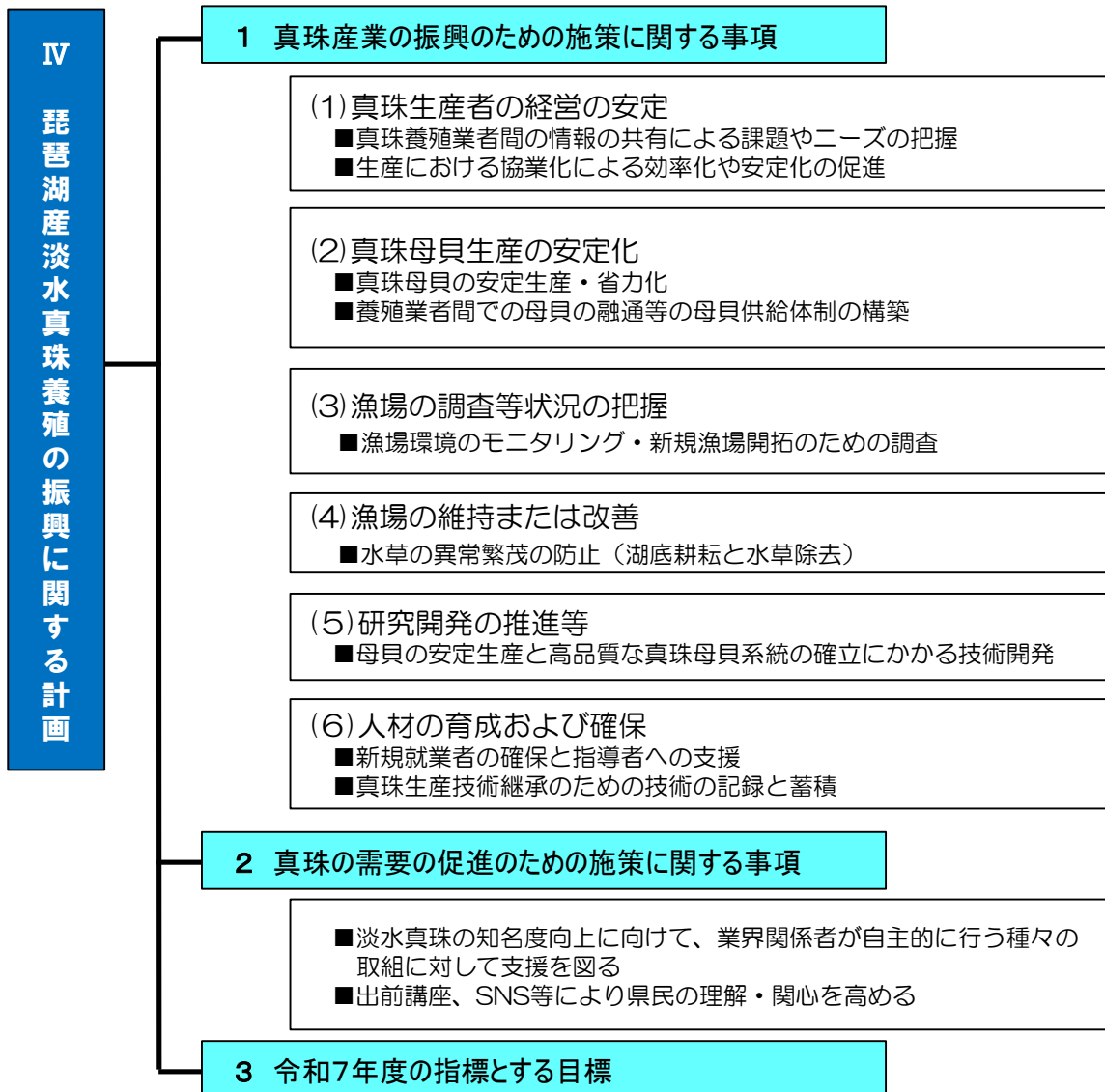
No.	行	意見・情報	意見・情報等に関する県の考え方
6	80	琵琶湖の在来種であるイケチョウガイは現在では絶滅危惧種に指定されています。真珠養殖で”中国産ヒレイケチョウガイ”の交雑種を「改良母貝」と称し使用しました。この結果、在来種のイケチョウガイは交雑により、絶滅危惧種にしまいました。 在来種の絶滅危惧種イケチョウガイ保護するために、絶滅危惧種イケチョウガイを殖やすのであれば応援したい。しかし、交雑により絶滅危惧種から”絶滅種”に向かうのであれば淡水真珠振興は反対です。 現状の「在来種を保護しない」淡水真珠養殖振興を支援していいのかモヤモヤする。明確に「絶滅危惧種イケチョウガイの保護を行う」ことを明確に出来れば、スッキリ応援できるのですが。在来種の絶滅危惧種イケチョウガイに対する影響調査の結果を回答願います。	昭和 50 年代後半、環境の変化などにより在来のイケチョウガイ全体について成育不良やへい死が起こり、真珠生産ができなくなったため、現在の漁場環境に適した養殖品種が導入され、真珠養殖が続けられています。 近年、琵琶湖においては在来のイケチョウガイの生息に関する情報が極めて少ない一方で、県外の湖沼では琵琶湖から導入されたと思われる在来イケチョウガイが確認されています。 今後、この県外のイケチョウガイを里帰りさせ、水産試験場において系統保存に取り組み、その成果を、真珠養殖に活かしていきたいと考えております。
2 真珠の需要の増進のための施策に関する事項			
7	89	原案 89～93 行目に「各事業者が琵琶湖産淡水真珠の知名度の向上に向け、加工販売の多様化、戦略的・積極的な PR、催事への出店、真珠の核入れ体験、貝殻の有効活用等の取組を実施していることを踏まえて、事業者の自主性を尊重しつつ、それぞれのニーズに応じたサポートに努める。」とありますが、滋賀県としても、観光振興局や広報課とも連携をされ、観光資源・地域資源としての琵琶湖淡水真珠の価値を更に PR・発信していただくようお願いいたします。琵琶湖淡水真珠についても、「近江牛」のように、滋賀県特産品ブランドとしての訴求力を高めることが必要だと感じていますので、各事業者の自主的取組に加えて、滋賀県としての PR・発信の姿勢を更に強めていただきたいと思います。	これまでの関係者からの聞き取りから、現状においては各主体の自主性を尊重すべきと考えておりますが、いただいた御意見も踏まえ、県としても琵琶湖産淡水真珠の価値や魅力についてPRや情報発信に取り組んでまいります。

Ⅲ 改定の経過と今後のスケジュール

令和2年12月14日	常任委員会報告(改定について)
令和3年 3月10日	常任委員会報告(改定素案について)
7月 9日	常任委員会報告(改定原案について)
7月～8月	漁業団体、漁業者、市町、県関係機関への意見照会
10月8日～11月8日	県民政策コメントの実施
12月15日	常任委員会報告(計画案について)
令和4年 3月 8日	常任委員会報告(計画案について)
3月	計画策定および公表

改定「滋賀県淡水真珠振興計画」の概要(案)

I はじめに	
1 計画策定の趣旨	
<ul style="list-style-type: none"> ●本県の真珠養殖業は、昭和5年に淡水真珠の養殖が成功したことに端を発し、努力と挑戦を重ね確立された。 ●現在、琵琶湖の淡水真珠は生産量が低迷した状況にあるが、その美しさや希少性から、めぐみ豊かな琵琶湖を象徴するかけがえのない地域資源であり、本県の淡水真珠産業を維持し、次世代にその技術を継承していく必要がある。 ●「真珠の振興に関する法律」の趣旨および国の基本方針に沿って、前期計画期間の満了に伴い改定する。 	
2 計画の期間 令和3年度から令和7年度までの5年間	
II 現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●琵琶湖産淡水真珠は昭和46年に生産量が6,000kgを超え、55年に生産額が41億円に達した。 ●当時は国内はもとより海外にも人気を博し、輸出も盛んだった。 ●昭和60年以降、母貝の成長不良等により生産量が急減した。 ●現在も生産は低迷しており(R2年:14kg)、生産者団体も解散し、業界としてもまとまった取組が困難となっている。 ●母貝の安定生産が喫緊の課題。その他、漁場の環境改善、真珠施術技術者の育成、関係者間の連携が課題。
III 目指す姿	技術が継承され続け、小さくともキラリと輝く地域資源としてしっかりと存在感を示す真珠産業



滋賀県淡水真珠振興計画

【案】

令和4年（2022年）3月

滋賀県

滋賀県淡水真珠振興計画

I はじめに

1 計画策定の趣旨

本県の真珠養殖業は、昭和5年に琵琶湖固有種のイケチョウガイを利用した淡水真珠養殖が成功したことに端を発し、幾多の人々の挑戦と努力の積み重ねによって確立された。

現在、琵琶湖の淡水真珠は生産量が低迷した状況にあるが、その美しさや希少性から、めぐみ豊かな琵琶湖を象徴するかけがえのない地域資源であり、本県の淡水真珠産業を維持し、次世代にその技術を継承していく必要がある。

本計画は、「真珠の振興に関する法律」に基づき、淡水真珠振興に向けて、またSDGsの目標達成にも貢献すべく、県の取り組むべき施策を整理するものである。令和2年度で終期を迎えた前期計画を基本としながら、養殖業者・加工業者・販売者等との意見交換を通して把握した課題や水産試験場等の研究成果、目指すべき本県の淡水真珠産業の姿を念頭に、上位計画である「滋賀県農業・水産業基本計画」、密接に関連する「滋賀県内水面漁業振興計画」および「琵琶湖保全再生施策に関する計画」との整合を図りながら定めるものである。



2 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする。

II 琵琶湖産淡水真珠養殖の現状と課題

琵琶湖産淡水真珠は、真珠母貝の外套膜に細胞のみを手術することで得られる無核真珠に加え、母貝ボディに挿殻する有核真珠の生産により、自然の力による多様な造形が特徴となり、国内はもとより中東、アジア、ヨーロッパで人気を博した。その生産量は昭和45年に6,000kgを超え、昭和55年には生産額が41億円に達し隆盛を誇るに至った。

しかし、昭和60年以降、真珠母貝の成長不良や生残率低下による生産の停滞に加え、外国産真珠の市場参入による競争の激化により、本県真珠産業の存続が危ぶまれる状況となった。

近年では、大量繁茂した水草の刈り取りなどの漁場改善や真珠母貝生産技術の改良の普及などによる生産量回復の兆しもみられるものの、漁場によってはアオコ発生により真珠母貝生産に支障が生じるなど、真珠生産量は低迷しており、令和2年の生産量は14

37 kgにとどまっている。

38 真珠・真珠母貝養殖業の経営体数については、昭和 43 年には 93 あったが、昭和 50 年
39 代半ば以降大きく減少し、平成 30 年には 6 となっている（漁業センサス）。この間、平
40 成 18 年には、真珠母貝を供給してきた滋賀県真珠母貝養殖漁業協同組合の解散により
41 真珠母貝を専門的に供給する体制が消失し、平成 29 年には員数不足から滋賀県真珠養
42 殖漁業協同組合の解散により真珠養殖業者の団体が消失するなど、業界としてまとまっ
43 た取組が困難となっている。

44 本県真珠産業を維持し、次世代に継承するためには、漁場環境の維持・改善、真珠の
45 施術に熟練した技術者の育成など多くの課題があるが、とりわけ真珠母貝の安定生産が
46 喫緊にして最大の課題となっている。

47

48 III 目指す姿（10 年後）

49

50 琵琶湖の淡水真珠は、めぐみ豊かな琵琶湖を象徴するかけがえのない地域資源であり、
51 将来に渡りその生産技術が継承され、小さくともキラリと輝く地域産業としてしっかり
52 とした存在感を示しつつ、安定して営まれる姿を目指す。

53

54 IV 琵琶湖産淡水真珠養殖の振興に関する計画

55

56 1 真珠産業の振興のための施策に関する事項

57 (1) 真珠生産者の経営の安定

- 58 ・真珠養殖業者の経営の安定に資するため、本県の真珠養殖業者、真珠母貝養殖業者が
59 意見交換できる場を設け、真珠生産の技術的かつ商業的な課題やニーズを把握し、各養
60 殖業者のニーズに応じた支援や本県の淡水真珠養殖振興施策の構築に努める。
- 61 ・真珠生産や真珠母貝生産の協業化による生産の効率化や安定化の促進を図る。

62

63 (2) 真珠母貝生産の安定化

- 64 ・ナマズを用いた採苗技術や簡易な稚貝育成技術など、真珠母貝生産の安定化や省力化
65 に関する技術開発を推進し、成果は速やかに普及させる。
- 66 ・真珠母貝生産について、養殖業者への技術的なサポートを行うとともに、真珠母貝を
67 養殖業者間で融通し合える関係づくりや、真珠母貝生産に必要なナマズなどの魚の供
68 給なども含めた真珠母貝供給体制の構築を推進する。

69

70 (3) 漁場の調査等状況の把握

- 71 ・淡水真珠養殖業が天然水域に存する漁場において営まれていることから、真珠養殖漁
72 場としての適性を評価するため、継続した漁場環境モニタリングを進めるとともに、新
73 たな漁場の開拓等のための調査を推進する。

74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97

(4) 漁場の維持または改善

- ・ 真珠養殖および真珠母貝養殖の漁場の生産性を低下させる要因である水草の大量繁茂を防止するため、湖底耕耘や水草除去等の取組を推進する。

(5) 研究開発の推進等

- ・ より効率的で安定した真珠母貝生産技術の開発と、より高品質な真珠が作れる真珠母貝系統の確立のための研究を推進する。

(6) 人材の育成および確保

- ・ 淡水真珠の生産に携わる担い手の確保が本県真珠産業の継承に欠かせないことから、新規就業者の確保や育成への支援に努める。
- ・ 淡水真珠生産技術の継承のため、マニュアル化や映像化など、技術の記録と蓄積に努める。

2 真珠の需要の増進のための施策に関する事項

- ・ 各事業者が琵琶湖産淡水真珠の知名度の向上に向け、加工販売の多様化、戦略的・積極的なPR、催事への出店、真珠の核入れ体験、貝殻の有効活用等の取組を実施していることを踏まえて、事業者の自主性を尊重しつつ、それぞれのニーズに応じたサポートに努める。
- ・ 琵琶湖産淡水真珠の魅力やその養殖技術など、淡水真珠に関する県民の理解と関心を高めるため、学校における出前講座、SNSの活用等の取組を推進する。

3 令和7年度の目標とする指標

指標	現状(R2)	目標(R7)
真珠母貝生産数	37,500個	63,000個

※真珠母貝生産から3年後以降に真珠の施術が可能となり、真珠は施術から3年後以降に収穫される。
※真珠母貝生産からの歩留まりは2/3程度、施術貝1個から形成させる真珠は約1.5g程度を見込む。

98

淡水真珠の生産工程

